

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和3年4月15日(木)13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

原子力規制企画課 火災対策室

守谷室長、北嶋室長補佐、田邊係長

審査グループ 研究炉等審査部門

北條技術研究調査官、加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

事業計画統括部 次長

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 マネージャー

再処理廃止措置技術開発センター 廃止措置推進室長 他8名

5. 要旨

○原子力機構から、東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請について、配付資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料1について)

- ・ 今後策定する予定のHAW及びTVFに係る火災防護計画と、現状において消防法に基づき定めている消防計画との包含関係を整理して説明すること。
- ・ 火災区域の設定の考え方を示すこと。
- ・ 設計地震動によって、ガラス流下中にガラス固化体容器が転倒したり、ずれたりしないことを説明すること。また、ガラス固化体容器が設置されていない状態でガラスが流下し、セル内に溶融物が漏れいすることがないようにインターロック等の措置がとられているのであれば、その内容を説明すること。
- ・ ガラス溶融炉について、耐火レンガの耐久温度を超えないことを担保する方法を説明すること。
- ・ 資料中において「周辺に可燃物はない」などの記載が散見されるが、運用で管理するのであれば、その旨を明確にすること。
- ・ 消防による設置緩和の許可を受け火災感知器を設置していないセルを平面図中で図示すること。
- ・ HAWおよびTVFのセル内に火災感知器を設置しないことの妥当性について説明すること。
- ・ 火災に対する二次的影響を及ぼさないようにするための消火設備の配置の考え方を具体的に示すこと。また、防火ダンパを設置するとしている、他区画への煙の二次的影響が想定される箇所についても、具体的に示すこと。
- ・ 資料中において、不燃材料で構成され火災影響を受けないため、系統分離を講ずる必要がないとしている静的機器について、該当する機器を具体的に示すこと。

- ・系統分離を行うことが物理的、技術的に困難として代替策を講じるとする火災区画について、現状の資料では代替策の具体的内容が不足しており、妥当性を確認できるものとなっていないことから、当該火災区画毎に代替策の具体的内容を整理して説明すること。

○原子力機構より、了承した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1：高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟の内部火災対策について

資料2：東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール（案）